

平成27年5月12日

公益社団法人 北海道労働基準協会連合会
会長 森 昌弘 殿

公益社団法人 北海道労働基準協会連合会

監事 西尾吉博



公益社団法人 北海道労働基準協会連合会

監事 野田正昭



この度、監事は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度事業年度の理事の職務執行を監査した。

監査方法及び結果について、次のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び総会に等出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査した。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討した。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその付属明細書並びに財産目録について検討した。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- ロ 理事の職務の執行に関する不正の行為若しくは定款に違反する重大な事実は認められない。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

以上